

栃東地ま第5号  
令和2年6月30日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木東部地域会議  
会長 大橋 哲夫

意見書の提出について

令和2年5月26日付栃市都計第129-2号で意見聴取依頼がありました下記の事項について、栃木市地域づくり推進条例第4条第1項の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

記

- 1 栃木市立地適正化計画の素案について

# 意見書

栃木東部地域会議

事項	1 栃木市立地適正化計画の素案について
----	---------------------

## 意見内容

計画案では、栃木駅～栃木市役所～新栃木駅を中心とした地域へ都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定するとあるが、一帯は近年人口減少が進んでいる地域であり、また度重なる水害に見舞われている地域であるため、居住誘導するのは現実に矛盾していると思われる。

そのため、人口の増加が著しく、水害に被災する可能性が低い、栃木東部地域などへの居住誘導を図るべきである。

栃木東部地域への居住誘導を図るため、新栃木駅～野州平川駅間に、新たに「大宮駅（仮称）」を誘致し、主要地方道宇都宮亀和田栃木線や栃木二宮線などの幹線道路を中心としたまちづくりを行うべきである。

計画案は公共交通（電車・バスなど）を主たる移動手段として想定した計画であるが、車移動が主な栃木市の計画としては不適當である。

これからの新しい時代や、地域の実情に即した計画を策定するべきである。

計画案は、居住誘導区域に設定されない地域について全く記載がなされていない。設定されない地域は、人口減少によるさらなる過疎化、ひいては地域活力の減少の懸念がある。そのため、栃木市全体の将来を見据えた立地適正化計画の作成を望む。

浸水深3m（2階床上浸水）以上の区域を居住誘導区域から除外するとあるが、近年の水害の状況を鑑み、浸水深0.5m（1階床上浸水）以上を設定するべきである。どうしても3m以上とするなら市の水害対策を確立させる必要がある。

なぜならば、この計画を基に居住適地として判断し移住してきた方は、再度水害に被災した際に、市に騙されたと思うのではないだろうか。現計画案のまま進むのであれば、そういった移住者からの損害賠償等のリスクに十分対応できる誘導方法を望む。

・会議終了後、委員の内の一人から、以下のような提案がありましたので、付け加えます。

現在、栃木市の中心街である入舟町や富士見町、倭町などでは空き家が増え、財政面（固定資産税等）からも、中心地区の集約・活性化は非常に重要である。

立地適正化計画では、コンパクトシティや中心市街地活性化の基本施策、中長期計画が述べられ、目標値も定められており、本計画が人口減少社会において、持続可能で効率的な栃木市をつくるための重要施策であることが理解できる。

ただし、栃木市のような車社会において、土地の価格が安く敷地が広くとれる郊外は、中心市街地よりも住居や店舗を建てる側にとっては、はるかに魅力的である。しかも、栃木市の中心市街地は水害にも弱い。

これらの多様な課題解決のため、民間の活力・知恵を利用した第3セクターの組織を作り、本計画の具体的で細部にわたる実施計画を策定し、実行に移すことを提案する。